

## 中国の個人所得税法改正 その2

担当者：平出・羅

前回のニュースレターで中国個人所得税法改正についてご案内いたしましたが、10月20日に「個人所得税法実施細則」「附加控除に関する暫定弁法」の公開草案（意見徴収稿）が交付されています。11月4日までに意見徴収の受付が行なわれ、その意見徴収の状況を踏まえて最終的に内容が決定されます。

### ■ 外国籍人員の課税対象所得について

実施細則において、中国に住所を有しない個人（外国籍納税者）については、中国国内に満183日以上居住する年数が5年未満、または満5年であるがその期間に1回の出国が連続30日を超える状況がある場合には、税務機関での備案（登録）手続きにより中国国内源泉所得のみが中国での課税対象となり、中国国外源泉は課税対象外とすることができる旨が規定されています。この点については旧個人所得税法においても5年未満の外国籍納税者は中国国内源泉所得のみを課税対象とするとしており、実質的に変更はないものと思われます。

なお、「5年連続毎年183日超の中国居住」になる前に、「連続30日超」中国国外への出国があれば、「5年超居住」をリセットすることができるとしていますが、こちらについては、従前は「連続30日超」または「暦年累計90日超」いずれかの要件を満たしていればよかったのですが、「暦年累計90日超」という免除要件は無くなるかもしれません。

### ■ 附加控除項目

これまで給与所得から控除できるのは「特定控除」（国家规定範囲内の基本養老保険、基本医療保険、失業保険、住宅積立金等の個人負担分）のみとしていましたが、新個人所得税では、居住者個人の総合所得から「附加控除」（子女教育費・継続教育費・重病医療費・住宅ローン利息又は家賃・親の扶養費）項目も控除可能にすると規定しており、今回の暫定弁法（意見徴収稿）でその具体的な範囲、控除方法についての暫定案が規定されています。主な内容は下記のとおりです。

#### 【1】項目ごとの控除額上限

- (1) 子女教育費  
子女一人当たり一世帯につき年間12,000元（毎月1,000元）
- (2) 納税者の学歴継続教育費  
年間4,800元（毎月400元）  
※職業資格継続教育費については資格証書取得年度の年間3,600元
- (3) 重大疾病医療費支出（個人負担が15,000元を超える医療費支出）

年間 60,000 元

- (4) 住宅ローン金利 (1 軒目物件に限る)  
1 世帯につき年間 12,000 元 (毎月 1,000 元)
- (5) 住宅家賃  
直轄市・省級都市等 : 1 世帯につき年間 14,400 元 (毎月 1,200 元)  
その他人口 100 万人以上の都市 : 1 世帯につき年間 12,000 元 (毎月 1,000 元)  
その他人口 100 万人以下の都市 : 1 世帯につき年間 9,600 元 (毎月 800 元)
- (6) 老人扶養費  
60 歳以上の父母その他法定扶養対象者に対する支出  
納税者が一人っ子的場合には年間 24,000 元 (毎月 2,000 元)

## 【2】控除方法

納税者は本人・配偶者・未成年子女・扶養対象者の身分情報及び税務機関が要求する資料を源泉徴収義務者(雇用単位・企業等)または税務機関に提出し、源泉徴収義務者はその資料を税務機関に提出するとともに、その資料を基に月次の納税に際して課税所得から控除して税金計算を行なうこととなります。

## 【3】附加控除項目増設による減税効果

上記のとおり個人所得税の計算にあたって控除できる項目・金額案が示されていますが、これによる「実質的な減税効果」ということになるとどうでしょうか。仮に現在月額給与(社会保険・住宅積立金控除後、税引き前の年収を 12 で除した月平均額)が 15,000 元前後の人が子女教育費と住宅ローン利息で月額 2,000 元控除できるようになったとします。この人は旧税法では適用税率が 25%でしたが、新税法では適用税率が 10%になりますので附加控除による恩恵は月額で 200 元となります。

また、同様に現在月額給与(社会保険・住宅積立金控除後、税引き前の年収を 12 で除した月平均額)が 8,000 元を少し超える金額の人が子女教育費と住宅ローン利息で月額 2,000 元控除できるようになった場合の附加控除による恩恵は月額で 60 元程度となります。

このように 3%、10%、20%の 3 台回の低税率の適用範囲が拡大されたことにより、課税所得が高くない層の人にとっては附加控除の恩恵のインパクトが弱くなってしまったようにも思えます。

## 【4】外国籍納税者

外国籍納税者については、従前より子女教育費・語学訓練費、住宅手当については一定の条件の下で非課税とすることができていますが、本附加控除の規定に基づく控除も、それぞれの費用項目ごとにいずれかを選択して適用することができる旨が定められています。

## ■ 2018年10月給与（11月申告）時点での減税効果

2018年10月支給（11月申告）分から12月支給（2019年1月申告）分までについては、5,000円の基礎控除額を控除して年収ベースの新税率表を12で除したブラケットを使って税額を計算することができることになっています。

この方法により税金を計算した給与の手取り金額を見て喜んだ人とがっかりした人と、もともとの給与レベルにより明暗が分かれたようです。

最も「恩恵を受けた」のは月額給与（社会保険・住宅積立金控除後、税引き前）金額が12,500円～17,000円の範囲の層です。この層は従前では適用税率が25%でしたが、年内については10%で計算できることになっていますので、減税額（手取り増加額）が「4桁」になっています。

この所得金額帯は家庭内において子供の教育や親の介護等で経済的負担が大きくなる年代に相当する人が多いのかもしれませんが。

月額給与（社会保険・住宅積立金控除後、税引き前）金額が17,000円～30,000円の範囲の層については、適用税率が25%から20%に、月額給与（社会保険・住宅積立金控除後、税引き前）金額が5,000円～8,000円の範囲の層については、適用税率が10%から3%になっていますので、適用税率が下がった分の恩恵が得られていることとなります。

これら以外の層に金額については基礎控除額の新旧差額1,500円（旧3,500円・新5,000円）に適用税率を乗じた金額分だけ手取りが増えたことになっています。

以上